

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

- 1 専決処分の内容 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 令和 6 年 3 月 30 日

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分する。

令和6年3月30日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安芸高田市国民健康保険税条例(平成 16 年条例第 115 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (課税額) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額	第 1 条 (略) (課税額) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額

は、24 万円とする。

4 (略)

第 3 条から第 21 条及び第 22 条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

2 及び 3 (略)

第 23 条の 2 から第 26 条まで (略)

は、22 万円とする。

4 (略)

第 3 条から第 21 条及び第 22 条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 53 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

2 及び 3 (略)

第 23 条の 2 から第 26 条まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の安芸高田市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。